

東松議会第510号
令和5年3月31日

東松島市長 渥美 巖 様

東松島市議会議長 小野 幸男

東松島市職員の職場におけるハラスメント防止等に関する要綱に基づく
相談案件について（回答）

令和5年3月24日付け東松総務第1026号で申し入れのありましたこのことについては、下記のとおりです。

記

今般、熊谷昌崇副議長が██████████に対し、精神的な苦痛を与えたことを、心よりお詫び申し上げます。

熊谷昌崇副議長に確認したところ、パワー・ハラスメントに該当する可能性がある行為を認め、██████████に精神的な苦痛を与えたことを深く反省しておりました。

また、今回の熊谷昌崇副議長の行為は、東松島市政治倫理条例に定める政治倫理基準にも反することから、口頭で嚴重に注意いたしました。

さらに、会派代表者を通じ、全議員にハラスメント防止を呼びかけるとともに、熊谷昌崇副議長から全議員へ今回の件に関する謝罪を文書により行ったところであります。

本市議会では、今後、このような事案が発生しないよう、議員と職員間におけるハラスメント防止はもとより、議員間でのハラスメント防止も含めた研修会を令和5年度早々に開催するとともに、ハラスメント防止のための要綱等を令和5年度に議員自らの手で作成し、ハラスメント根絶を目指します。